



お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報

未来の自分が決める保険



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどを対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター **0120-555-027**
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
(募集代理店)

- ◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、契約日が2024年12月2日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

(引受保険会社) **保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。**

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.02~17

契約内容に関する重要事項のうち、とくに**ご確認いただきたい事項**を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに保険金・給付金などが支払われるの?
- 保険料お払い込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.18~27

お申し込みの際してとくに**ご注意ください**いただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申し込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 保険金・給付金を請求するときは?

など

その他重要事項

P.28~30

お申し込みの際して**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくに ご確認いただきたいポイント を記載しています。		条件など 補足事項 を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の 専門用語 などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**とくにご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 「未来の自分が決める保険WAYS(ウェイズ)」の特長 …… 03
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) …… 05

給付金・保険金など

- 03 保険金などのお支払い …… 06
- 04 保障の変更(移行)について …… 07
- 05 契約者配当金・解約払戻金などについて …… 12

保険料

- 06 保険料のお払込方法 …… 13
- 07 保険料お払い込みの流れ …… 14
- 08 保険料に関する留意事項などについて …… 16

ご契約のお引き受け

- 09 お引き受けの条件 …… 17

01 「未来の自分が決める保険WAYS(ウェイズ)」の特長

特長
1

万が一の時の死亡保障を準備できます。

契約時から**保障移行可能年齢**【用語】の誕生日以降に到来する最初の**年単位**の**契約応当日**【用語】前日までは「死亡・高度障害保障」のみで、その他の保障がありません。

特長
2

将来、死亡保障を年金・介護年金・医療保障に変更できます。

■保障移行可能年齢からの保障

下記のコースからお選びいただけます。

死亡保障	「死亡・高度障害」の保障を継続できます。
年金コース	年金をお支払いします。
介護年金コース	公的介護保険の認定を受けた場合に、介護年金をお支払いします。
医療保障コース	病気・ケガによる入院や手術などを一生涯保障します。所定の条件を満たした場合には、健康祝金をお支払いします。

特長
3

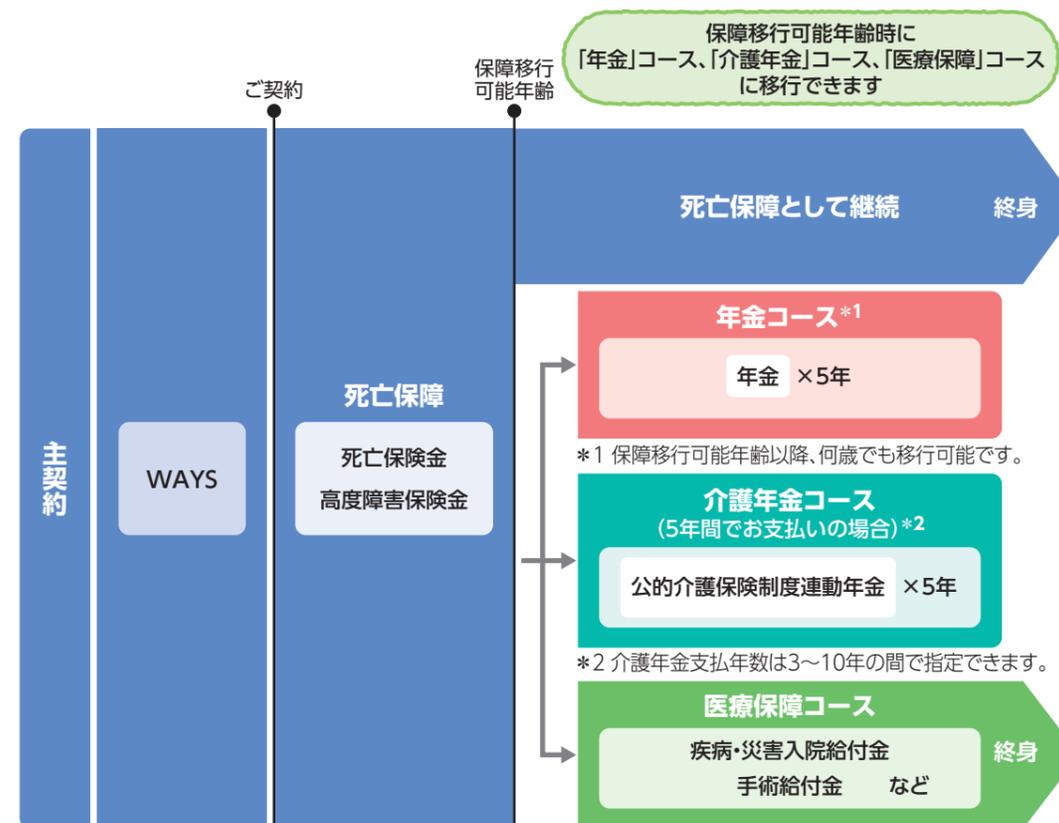
解約払戻金を活用できます。

死亡保障を解約した場合、解約払戻金を受け取れます。ただし、短期間で解約した場合は、解約払戻金がない場合もあります。保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラック規定により計算した解約払戻金の70%（既払込保険料に対する割合ではありません）に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。

用語

- 「**保障移行可能年齢**」とは
「死亡・高度障害」の保障を「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」に変更できる年齢のことで、契約時に60歳・65歳・70歳・75歳・80歳のいずれかを選択
- 「**年単位の契約応当日**」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日と同じ月日

「未来の自分が決める保険WAYS(ウェイズ)」(以下「WAYS」といいます)しくみ図



▶▶ 保障の移行について、詳しくは **04 保障の変更(移行)**について **P.07~11** をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

WAYS

保険料払込期間・保障移行可能年齢によって契約年齢が異なります。

正式名称/ 販売名称	保険期間	保険料 払込期間	保障移行 可能年齢	契約年齢(被保険者)		保障移行可能 年齢以降に 移行できる特約	
				保険料建*1	保険金建*2		
正式名称: 終身保険 (低解約払戻金型) 販売名称: 未来の自分が 決める保険 WAYS(ウェイズ)	終身	10年払済	60歳	満18歳～満49歳	0歳～満50歳	・年金支払移行特約 ・公的介護保険制度 連動年金支払移行 特約 ・医療保障移行特約 [2009]	
		15年払済		満18歳～満45歳	0歳～満45歳		
		16年払済		満18歳～満44歳	0歳～満44歳		
		17年払済		満18歳～満43歳	0歳～満43歳		
		18年払済		満18歳～満42歳	0歳～満42歳		
		60歳払済		満18歳～満49歳	0歳～満55歳		
		10年払済	65歳	満18歳～満49歳	0歳～満50歳		
		15年払済		満18歳～満49歳	0歳～満49歳		
		16年払済		満18歳～満48歳	0歳～満48歳		
		17年払済		満18歳～満47歳	0歳～満47歳		
		18年払済		満18歳～満47歳	0歳～満47歳		
		65歳払済		満18歳～満49歳	0歳～満60歳		
	10年払済	70歳	満18歳～満49歳	0歳～満60歳	0歳～満55歳		
	15年払済			0歳～満55歳	0歳～満54歳		
	16年払済			0歳～満54歳	0歳～満53歳		
	17年払済			0歳～満53歳	0歳～満52歳		
	18年払済			0歳～満52歳	0歳～満65歳		
	70歳払済			0歳～満65歳	0歳～満70歳		
	75歳払済			75歳	—		0歳～満70歳
	80歳払済			80歳	—		0歳～満70歳

*1 毎月の保険料や全期前納保険料などから保険金額を設定する方法

*2 保険金額などから保険料を設定する方法

付加できる特約

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.22](#) をご確認ください。

■「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6カ月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

※保険料のお払い込みは不要です。

▶▶詳しくは [03 保険金などのお支払い P.06](#)、および [しおり](#) 「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

給付金・保険金など

03 保険金などのお支払い

▶▶参照 [しおり](#) 「WAYS」について

具体的な支払額については「設計書」などの保険金額が記載されているページをご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障移行可能年齢までの保障



保障移行可能年齢までの保障

	主契約・特約名称	保険金	支払事由	支払額	支払事由の詳細／制限の例
主要約	WAYS	死亡保険金	死亡したとき	保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金と高度障害保険金の重複支払いはありません。 死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした後、「WAYS」および付加されているすべての特約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します)。
		高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		
特約	リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 用語 を基準として計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> 「WAYS」の死亡保険金額の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「WAYS」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ※死亡保険金と高度障害保険金は支払いません。 「WAYS」の死亡保険金額の一部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「WAYS」の死亡保険金額・高度障害保険金額は指定保険金額分だけ減額となります。この場合、減額した部分に対する解約払戻金は支払われません。 リビング・ニーズ保険金と死亡保険金・高度障害保険金の重複支払いはありません。 リビング・ニーズ保険金の受取人は被保険者となります。なお、被保険者が請求できない場合に備えて、被保険者以外に指定代理請求人を指定いただくこともできます。

保険料の払込免除

保障が始まる日(責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態になった場合、次の払込期月以後の保険料のお払い込みは免除となります。この場合、付加している特約の保険料のお払い込みも免除となります。
▶▶対象となる身体障害状態については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

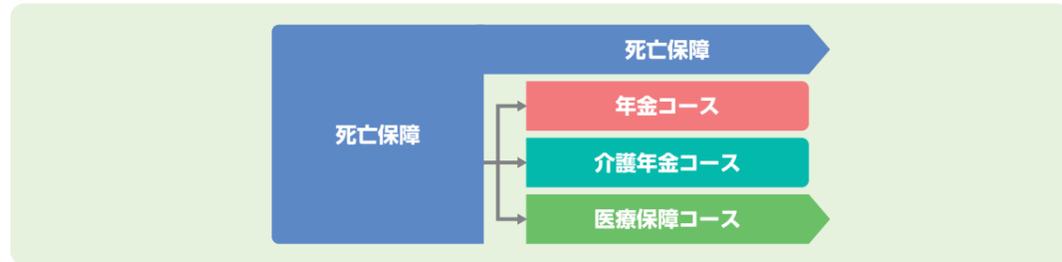
●「指定保険金額」とは

- 「WAYS」の保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
- 支払額は、指定保険金額 から 保険金請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額 を差し引いた金額

04 保障の変更(移行)について

▶▶ 参照 [しおり](#) 「WAYS」について

- 「WAYS」は保障移行可能年齢以降、「死亡・高度障害」の保障を「年金」コース、「介護年金」コース、「医療保障」コースに変更できます。「死亡・高度障害」の保障をそのまま継続することも可能です。
- 各コースへの変更(移行)は、特約(年金支払移行特約・公的介護保険制度連動年金支払移行特約・医療保障移行特約〔2009〕)を締結することで、保障が開始(保障移行)します。コースによって変更後の保障を選択する時期や保障の開始時期が異なりますので、詳しくは「ご契約のしおり・約款」、および保障移行可能年齢以降の保障をお選びいただく際にアフラックからお送りする保障の変更(移行)の案内書類を必ずご確認ください。保障を変更する場合は、被保険者の同意のうえ、契約者からお申し出ください。



変更(移行)時期

- 保障を変更する年齢(保障移行可能年齢)は、契約時に「60歳」「65歳」「70歳」「75歳」「80歳」からお選びいただけます。
- 各コースの保障選択時期や特約締結日、保障開始日(保障移行日)は下記のとおりです。各コースへの変更は、保障選択時期にご案内する書類に記載の期限内にお申し出ください。▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「医療保障」・「介護年金支払」・「年金支払」への移行について をご確認ください。

	保障移行可能年齢	保障選択時期*	特約締結日	保障開始日(保障移行日)
年金コース	60歳・65歳・70歳・75歳・80歳	保障移行可能年齢以降いつでも選択可能(1回限り)	コース選択後の年単位の契約応当日	
介護年金コース	60歳	58歳	60歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
	65歳	63歳	65歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
	70歳	68歳	70歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日
	75歳	73歳	75歳の年単位の契約応当日	75歳の年単位の契約応当日
医療保障コース	60歳	58歳	58歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
	65歳	63歳	63歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
	70歳	68歳	68歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日
	75歳	73歳	73歳の年単位の契約応当日	75歳の年単位の契約応当日
	80歳	78歳	78歳の年単位の契約応当日	80歳の年単位の契約応当日

* 「介護年金」コースと「医療保障」コースについては、「保障移行可能年齢-2歳」となります。

補足

- 各コースへの変更は1回限りとなります。また変更後、異なるコースへの変更はできません(「医療保障」コース+「死亡保障」などに含まれる死亡保障を除く)。
- 「年金」コース、「介護年金」コースに変更した場合、解約および年金額の減額はできません。
- **アフラック所定の条件を満たした場合、同時に複数のコースを選択できます。**詳しくは、アフラックにお問い合わせください。

変更(移行)について

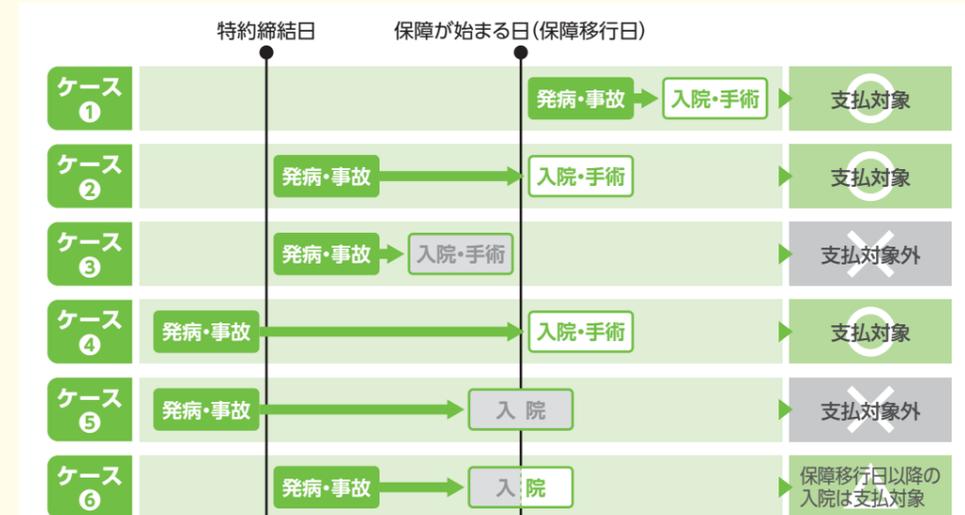
- 変更後の保険契約には、特約締結日現在の約款を適用します。
 - **変更後の保障内容・金額などは、特約締結日時点の特約条項・基礎率などにより計算するため、今後変更となる場合があります**(保険のご契約時点で定まるものではありません)。
 - 特約締結日における死亡保険金額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望の保障への移行を取り扱えない場合があります。
 - **「介護年金」コースは、お客さまにお受け取りいただける介護年金のもととなる金額(年金の原資)が、「死亡保障」を継続した場合の解約払戻金を下回る場合には、「介護年金」コースへの変更は取り扱いません。**
 - 変更後の保障内容は、保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約時の年齢などにより異なります。
- ▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「医療保障」・「介護年金支払」・「年金支払」への移行について をご確認ください。

給付金などをお支払いできない場合について



「医療保障」コースに変更した場合、保障移行日より前に開始した入院・手術など、給付金をお支払いできない場合があります。

「医療保障」コースに変更した場合、つぎのケース③⑤など、保障が始まる日(保障移行日)より前に開始した入院・手術などの場合は給付金をお支払いできません。ただし、つぎのケース⑥の「保障移行日以降の入院」についてはお支払いの対象となります。



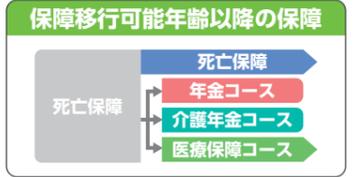
※治療以外の目的での入院、入院の必要性がない入院の場合は、給付金はお支払いしません。
 ※入院給付金については、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものなどが免責事由に該当します。

▶▶ 詳しくは [注意喚起情報 P.23](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

次ページへ続く▶

保障移行可能年齢以降の各コースの保障

具体的な支払額については「設計書」などの保険金額が記載されているページをご確認ください。
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
死亡保障		「死亡・高度障害保障」をそのまま継続します。 ▶▶ 死亡保険金・高度障害保険金のお支払いについて、詳しくは 03 保険金などのお支払い P.06 をご確認ください。			保障移行可能年齢の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日以降に高度障害状態に該当し、高度障害保険金をお支払いした場合でも、すでに「年金」コース、「介護年金」コース、「医療保障」コースへ変更（移行）している保障は消滅しません。
年金コース (年金支払移行特約)	年金	被保険者が、年金支払期間中に生存しているとき	基本年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。 年金受取人は、未払いの年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、未払いの年金(現価)を一括でお支払いします。
介護年金コース (公的介護保険制度連動年金支払移行特約)	公的介護保険制度連動年金	被保険者が、初めて公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けたとき	基準年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> 介護年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。 介護年金受取人は、未払いの年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。 公的介護保険の認定を受けなかった場合、または認定を受けることなく死亡した場合、アフラック所定の利率、経過年数に応じた払戻金をお支払いします(介護年金としてお支払いする額よりも少ない金額になります)。
医療保障コース*1 (医療保障移行特約 (2009))	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ1回の入院 用語につき、最高60日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで 	<p>疾病入院給付金と災害入院給付金との重複支払いはありません。</p> <p>支払対象 帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院</p> <p>支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院 </p>
	手術給付金	①入院中に手術を受けたとき(③を除く)	1回につき入院給付金日額×10	<ul style="list-style-type: none"> 支払回数は無制限 一連の手術 用語については14日間に1回 	支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
		②外来による手術を受けたとき(③を除く)	1回につき入院給付金日額×5		支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 下記「重大手術」に該当する手術 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 切開術(皮膚、鼓膜)
		③所定の重大手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40	支払回数は無制限	支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎのもの がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 心臓・肺・肝臓・すい臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)
					支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 骨・関節の非観血的整復術、非観血的 異物除去(外耳、鼻腔内) 先進医療に該当する場合
					支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
					支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合
					支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合 歯(牙)、歯肉、歯槽骨の疾患(悪性新生物は除く)またはこれらの傷害に関するもの、および歯(牙)欠損を直接の原因とする療養
				支払対象 <ul style="list-style-type: none"> 健康祝金の受取人は、契約者となります。 健康祝金は所定の利率*3による利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた健康祝金は、契約者からのご請求によりお支払いします。 	
				支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 5年ごとの期間が満了する日を含む入院が、継続10日以上あった場合(5年ごとの期間中に継続10日の疾病・災害入院給付金の支払いがあったとみなします) 	

※ *1、*2、*3、1回の入院 **用語**、一連の手術 **用語** については、11ページをご確認ください。

▶ 前ページからの続き

- *1 被保険者が死亡した場合、契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。
- *2 健康祝金について
保障移行可能年齢ごとの「5年ごとの期間」や「支払時期」は下記のとおりです。

保障移行可能年齢	5年ごとの期間	支払時期
60歳	60～65歳、65～70歳	65歳時、70歳時
65歳	65～70歳、70～75歳	70歳時、75歳時
70歳	70～75歳、75～80歳	75歳時、80歳時
75歳	75～80歳、80～85歳	80歳時、85歳時
80歳	80～85歳、85～90歳	85歳時、90歳時

- *3 詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。

05 契約者配当金・解約払戻金などについて

契約者配当金・解約払戻金などのお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは [しおり 解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	「WAYS」には、 契約者配当金がありません。								
解約払戻金	保障移行可能年齢まで <ul style="list-style-type: none"> 契約年齢・性別・経過年数などによって、アフラック所定の解約払戻金をお支払いします。なお、保険料払込期間中に解約した場合、アフラックの規定により計算した解約払戻金に70%（既払込保険料に対する割合ではありません）を乗じた金額のほか、未経過保険料などがある場合はあわせてお支払いします。 ご契約後短期間で解約した場合や保険期間によっては、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。また、保険料払込期間中の解約払戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。 								
	保障移行可能年齢以降								
	<table border="1"> <tr> <td>死亡保障</td> <td>継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>年金コース</td> <td>解約の取り扱いはありません。</td> </tr> <tr> <td>介護年金コース</td> <td>解約の取り扱いはありません。</td> </tr> <tr> <td>医療保障コース</td> <td>入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。</td> </tr> </table>	死亡保障	継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。	年金コース	解約の取り扱いはありません。	介護年金コース	解約の取り扱いはありません。	医療保障コース	入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。
	死亡保障	継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。							
	年金コース	解約の取り扱いはありません。							
介護年金コース	解約の取り扱いはありません。								
医療保障コース	入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。								
※ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、解約払戻金が払込保険料総額（全期前納保険料）を下回る場合があります。									

用語

- 「1回の入院」とは
つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度（60日）を適用
 - 疾病入院給付金
同一または関連性の高い原因により2回以上入院した場合で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再度入院した場合
 - 災害入院給付金
同一の原因により2回以上入院した場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に再度入院した場合
- 「一連の手術」とは
つぎの①②の**両方に該当する手術**のこと（例：下肢静脈瘤手術（硬化療法）、網膜光凝固術など）
 - ① 同一の手術を複数回受けた場合
 - ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

06 保険料のお払込方法

- 保険料は被保険者の性別や契約日における満年齢などによって決まります。
- 具体的な保険料については「設計書」をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.05] をご確認ください。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」「一括払(全期前納)」があります。

主契約の保険料お払い込み

[WAYS]の保険料払込期間には、「60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済」「10年・15年・16年・17年・18年払済」があります。

60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済

満60歳・満65歳・満70歳・満75歳・満80歳の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。

〈例〉60歳払済で契約日が7月1日、誕生日が5月1日の場合



10年・15年・16年・17年・18年払済

契約日から10年・15年・16年・17年・18年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。

〈例〉10年払済の場合



一括払(全期前納)

- 保険料払込期間の満了日までの保険料を契約時に一括してお払い込みいただくお取り扱いとなります。
※ 契約時に一括でお払い込みいただいた保険料(全期前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 保険料払込期間中に解約、被保険者が死亡、または保険料のお払い込みが免除となった場合は、保険料として充当しない金額(未経過保険料など)をお返しします。
- 保険料を一括払(全期前納)した場合、保険料払込期間が満了するまで減額などのお取り扱いはできません。

補足

半年払・年払・一括払(全期前納)では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡、または保険料のお払い込みが免除となった場合は、解約払戻金や死亡保険金とは別に未経過保険料や月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。

07 保険料お払い込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

- お申し込みから保険料お払い込みの流れは、お払込方法により異なります。
※ つぎに記載以外の例については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.22** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

月払の場合

★ **契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



※ お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



一括払(全期前納)の場合

- 全期前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただきます。
- ★ **契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

月払の場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

責任開始期：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日

〈例〉告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合



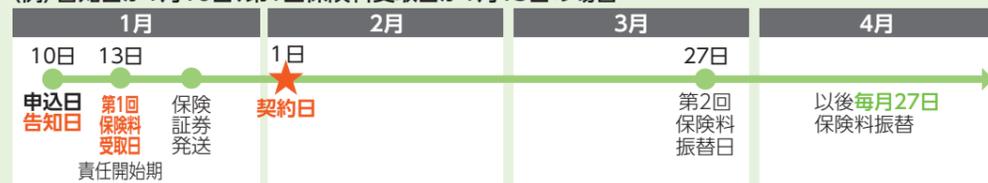
※アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌月になります。毎月16日以降に申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌々月になります。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

責任開始期：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日

〈例〉告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合



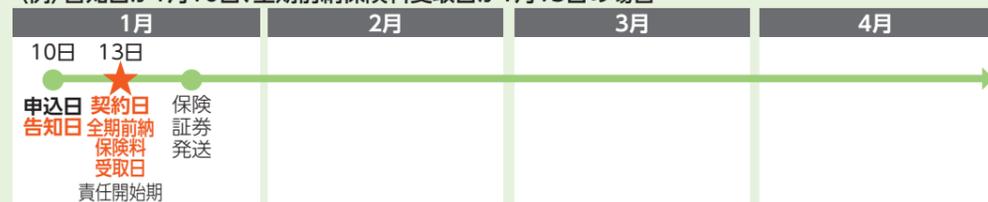
一括払(全期前納)の場合

●全期前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

★**契約日**：告知日またはアフラックが全期前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

責任開始期：告知日またはアフラックが全期前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日

〈例〉告知日が1月10日、全期前納保険料受取日が1月13日の場合



補足

- 契約日までに誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

08 保険料に関する留意事項などについて

累計払込保険料について

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

保険料払込免除

アフラック所定の身体障害状態に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。

▶詳しくは **03 保険金などのお支払い** [P.06]、および **しおり**「終身保険(低解約払戻金型)」のお支払いについてご確認ください。

保険料の高額割引制度

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

保険料については「設計書」をご確認ください。

保険金額の減額

アフラック所定の範囲内で、保険金額を減額することによって、その後の保険料の負担を軽減することができます。

払済保険への変更

保障を小さくして保険料のお払い込みを中止する方法(払済保険)をご利用いただけます。払済保険への変更後の保険金額は解約払戻金をもとに計算しますが、保険金額がアフラックの定める限度を下回る場合は、変更のお取り扱いができません。また、払済保険に変更した場合、付加されている特約はすべて消滅します(リビング・ニーズ特約・指定代理請求特約は除く)。

※この場合、保障移行可能年齢以降各コースへの変更ができない場合があります。

▶詳しくは **04 保障の変更(移行)** について [P.07~11] のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約者への貸付について

解約払戻金額の一定範囲内で契約者に対する貸付の制度を利用することができます。利息はアフラック所定の利率*で計算します。

*詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。

09 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- **被保険者の健康状態や仕事の内容**などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合やご希望の契約内容ではお引き受けできない場合があります。
- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申し込みいただけません。
- **契約の限度、通算加入限度は下記のとおりです。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。**

主契約名称	契約の限度、通算加入限度												
WAYS 終身保険 (低解約払戻金型)	● 金融機関などが募集代理店の場合、お取り扱い範囲は以下のとおりとなります。												
	保険料建の場合 最低保険料は以下の表のとおりです(取扱単位は1,000円となります)。 加えて、死亡保険金額は125万円以上、かつ告知書扱の範囲内のお取り扱いとなります。 <保険料建の場合の最低保険料>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料払込方法</th> <th>保険料払込期間 10年払済</th> <th>保険料払込期間 15年・16年・17年・18年払済 60歳払済・65歳払済・70歳払済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>60,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>年払*1</td> <td>100,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料払込方法	保険料払込期間 10年払済	保険料払込期間 15年・16年・17年・18年払済 60歳払済・65歳払済・70歳払済	月払	10,000円	5,000円	半年払	60,000円	30,000円	年払*1	100,000円	50,000円
	保険料払込方法	保険料払込期間 10年払済	保険料払込期間 15年・16年・17年・18年払済 60歳払済・65歳払済・70歳払済										
	月払	10,000円	5,000円										
	半年払	60,000円	30,000円										
	年払*1	100,000円	50,000円										
	*1 一括払(全期前納)の場合、全期前納保険料から算出された年払保険料が上記年払保険料の基準を満たす必要があります。												
	保険金建の場合 死亡保険金額は200万円以上100万円単位、かつ告知書扱の範囲内のお取り扱いとなります。 保険金建の場合、最低保険料はありません。 <告知書扱の場合の死亡保険金限度額>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満14歳以下</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>満15歳以上満45歳以下</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>満46歳以上満65歳以下</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>満66歳以上満70歳以下</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上満85歳以下</td> <td>お取り扱いはありません</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢	限度額*2	満14歳以下	1,000万円	満15歳以上満45歳以下	2,000万円	満46歳以上満65歳以下	1,200万円	満66歳以上満70歳以下	500万円	満71歳以上満85歳以下	お取り扱いはありません
被保険者の年齢	限度額*2												
満14歳以下	1,000万円												
満15歳以上満45歳以下	2,000万円												
満46歳以上満65歳以下	1,200万円												
満66歳以上満70歳以下	500万円												
満71歳以上満85歳以下	お取り扱いはありません												
*2 過去3年以内に告知書扱で契約したアフラックの死亡保険金額などの通算告知書扱の範囲を超える死亡保険金額をご検討される場合は、アフラックまでお問い合わせください。													
通算加入限度 通算加入限度は以下の表のとおりです。 <死亡保険金額*3の通算加入限度>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>通算加入限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満14歳以下</td> <td>1,000万円*4</td> </tr> <tr> <td>満15歳以上満24歳以下</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>満25歳以上満70歳以下</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢	通算加入限度	満14歳以下	1,000万円*4	満15歳以上満24歳以下	1億円	満25歳以上満70歳以下	5億円	満71歳以上	1億円			
被保険者の年齢	通算加入限度												
満14歳以下	1,000万円*4												
満15歳以上満24歳以下	1億円												
満25歳以上満70歳以下	5億円												
満71歳以上	1億円												
*3 死亡保険金額には「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の基本保険金額を含みます。 *4 アフラックおよび他社などの死亡に関する保険金(災害死亡保険金などを含む)を通算して1,000万円以下のご契約となります。 ◎その他、アフラックの基準により限度額を定めています。詳しくはお問い合わせください。													

● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳しくは **注意喚起情報 P.26** をご確認ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に**とくにご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
 - 03 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 21
 - 05 保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。…………… 23
 - 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 25 など
- ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関する**とりきめ**を詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して	
01 反社会的勢力に該当する場合 ……………	19
02 クーリング・オフ制度 ……………	19
03 告知義務 ……………	21
04 保障の開始 ……………	22
給付金・保険金、保険料など	
05 お支払いできない場合 ……………	23
06 保険金・給付金などのご請求 ……………	23
07 ご契約の無効および失効・復活 ……………	24

ご契約の解約・乗り換え・見直し	
08 解約と解約払戻金 ……………	25
09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し ……………	25

その他留意事項	
10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ……………	26
11 照会・相談・苦情の窓口 ……………	26
12 その他ご確認いただきたい事項 ……………	27

01 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

反社会的勢力に該当する場合

- 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

- お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

【お申し込みの撤回などの方法】

左記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

- **アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合**
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

こちらから
アクセス



アフラックホームページ▶ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

- **郵便によりお申し込みの撤回などをする場合**

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもちろん記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

02 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

クーリング・オフ制度

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申し込まれたご契約の**撤回** またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日



つぎの場合には、**お申し込みの撤回などができません。**

- アフラックが指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- **「撤回」とは**
ご契約のお申し込み後に、申込者がご契約のお申し込みを取り下げること

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

03

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申し込み後」または「保険金・給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引き受け
- お申し込みをお断り

※傷病歴などがある場合でも、告知された内容によっては、アフラックの他の保険商品にお申し込みいただける場合があります。

「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、保険金・給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

保障の開始

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

04

申込日が保障の開始では
ありません。ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。
アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱の場合

「申込日」または「告知日」のいずれか
遅い日から保障を開始します。

〈例〉申込日・告知日が1/10の場合

1/10 1/13

申込日
告知日第1回
保険料
受取日

責任開始期

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱の場合

「告知日」または「アフラックが第1回
保険料を受け取った日」のいずれか
遅い日から保障を開始します。

〈例〉告知日が1/10、第1回保険料受取日が1/13の場合

1/10 1/13

申込日
告知日第1回
保険料
受取日

責任開始期

➕補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始期より前**に発生した不慮の事故や、責任開始期より前に発病した病気を原因として高度障害状態に該当した場合など
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取り消しとなった場合や、保険金・給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効となった場合
- **保険金・給付金などを詐取る目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
〈例〉保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
▶▶詳しくは **契約概要** P.06、08~11 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合は **P.23** の窓口までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要** P.06、09~11 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます。（法人契約で受取人が法人の場合を除きます。）
▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」についてをご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足
契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

06

保険金・給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 保険金・給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合 アフラックホームページ キーワードで検索 アフラック 給付金 検索		こちらからアクセス 
保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。		お電話の場合 アフラック 保険金コンタクトセンター 0120-555-877 <small>通話料無料</small> <24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き> 年中無休(24時間受付) <オペレーターによる受付> 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
給付金デジタル請求サービス <small>パソコン スマートフォン</small>	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。	● 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。
請求書類のお取り寄せ <small>パソコン スマートフォン</small>	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。	
請求書類のダウンロード <small>パソコン</small>	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。	

07

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払い込みください。なお、払込期月内のお払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は無効となります**。
- 第1回保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。（第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です。）

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は失効となります**。
- ▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

自動振替貸付

- 猶予期間内にお払い込みがない場合でも、保険料の振替貸付が可能なおときには、**あらかじめお申し出がない限り、アフラックが自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を有効に継続させます**。この場合、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
 - 自動振替貸付を希望しない場合には、書面でアフラックまたは募集代理店へお申し出ください。
- ▶▶詳しくは **しおり** 保険料のお払込が困難な場合 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、**失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます**。この場合、あらかじめ告知をしていただき、必要な保険料のお払い込みを行っていただきます(保険契約の内容によっては、アフラックが指定した医師の診査や健康診断書などの書類の提出が必要な場合もあります)。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 復活を承諾した契約の「復活日」は、未払込保険料のお払い込みもしくは告知(保険契約によっては診査)のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

用語

● **「失効」とは**
 保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、保険金などは支払われない)

08 解約と解約払戻金

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が保険金・給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.12** をご確認ください。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
 - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ 詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくに、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。** また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶ 詳しくは **03 告知義務 P.21** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶ 参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。**
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、**契約時の保険金額・給付金額などが削減されることがあります。**
▶▶ 詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

11 照会・相談・苦情の窓口

お客さまの照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-555-027 **受付時間** 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

12

その他ご確認いただきたい事項

ご契約前に
必ずご確認ください。**本商品は預金ではありません**

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申し込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認ください補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ) ……………	29
02 先進医療について ……………	29
03 ご契約者様専用サイト ……………	30
04 Web約款について ……………	30

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

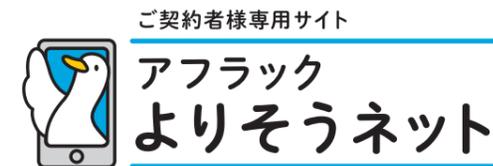
「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

03 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

スマホは
こちらから



ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。



04 Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- 1 アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- 2 文字を拡大して閲覧できます。
- 3 キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- 4 ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①②③④の手順で閲覧できます。

- 1 インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>

アフラック 検索

- 2 トップページ内の「Web約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- 3 Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- 4 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。▶



冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。